令和元年(2019年)5月17日 _第7回常任委員会決定_ 令和元年(2019年)5月17日 _第7回総会一部改正

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会宿泊基本方針に基づき、県、会場地市町および関係機関・団体等は、相互に緊密な連携を図り、第79回国民スポーツ大会 (以下「国スポ」という。)および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。) の宿泊業務を円滑に推進する。

1 配宿業務の実施

(1) 宿舎に関する調査の実施

【国スポ】

選手・監督、役員、視察員、報道員その他の関係者(以下「参加者」という。)の配宿 計画の作成に資するため、県と市町が連携し、宿舎に関する調査を実施する。

【障スポ】

参加者の配宿計画の作成に資するため、県は、宿舎に関する調査を実施する。

(2) 宿泊予定者数の把握

配宿計画の作成に必要な各都道府県の宿泊予定者数を把握するため、県は、各都道府 県等への宿泊意向調査を実施する。

(3) 仮配宿計画の作成

【国スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県と会場地 市町が連携し、仮配宿計画(会場地市町ごとに参加者をどの宿泊施設に割り振るかのシ ミュレーションを行い作成した計画をいう。以下同じ。)を作成する。

【障スポ】

宿舎に関する調査、先催県の参加者の実績および宿泊意向調査に基づき、県は、仮配 宿計画を作成する。

(4) 宿舎の充足対策

【国スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿所をいう。以下同じ。)のみでは参加者の収容が困難な場合は、会場地市町が、公共施設等の転用(以下「転用施設」という。)および民家の利用(以下「民油」という。)ならびに近隣市町の旅館の利用(以下「広域配宿」という。)を行うなど、必要な充足対策を行う。

なお、転用施設の利用や民泊の受け入れおよび広域配宿が円滑に遂行できるよう、必要に応じ、県および会場地市町等による連絡会議を設置する。

【障スポ】

仮配宿計画において、会場地市町内の旅館のみでは参加者の収容が困難な場合は、県は、広域配宿を行うなど必要な充足対策を行う。

(5) 配宿計画の作成

【国スポ】

県と会場地市町は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿 計画を作成する。

【障スポ】

県は、仮配宿計画等に基づき、市町ごとの宿泊人数を調整のうえ、配宿計画を作成する。

(6) 宿泊環境の整備

【障スポ】

参加者が快適に宿泊できるよう、県は、必要に応じて、宿泊支援用具等を準備するなど、宿泊環境の整備に努める。

2 宿泊料金の決定

【国スポ】

参加者の宿泊料金は、先催県の事例も参考に、県準備(実行)委員会が、旅館等の関係団体との協議結果を踏まえ、公益財団法人日本スポーツ協会と協議し、その決定は、公益財団法人日本スポーツ協会において行う。

【障スポ】

参加者の宿泊料金は、国スポの宿泊料金を参考にしたうえで、県準備(実行)委員会が、 決定する。

3 宿泊本部

各都道府県および会場地市町との連絡を密にし、宿泊の申込み、変更および取消しに関する一連の業務を迅速かつ正確に処理するため、県に宿泊本部を設置する。

4 標準献立の作成

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものとする。

また、選手が十分に活躍できるよう標準献立を作成するとともに、調理関係者等を対象に講習会を開催し、標準献立の普及に努める。

5 弁当の調達

【国スポ】

昼食弁当については、県および会場地市町が、必要に応じて調達斡旋を行う。

【障スポ】

昼食弁当については、県が、必要に応じて調達斡旋を行う。

6 接遇講習会の実施

参加者へのサービスの向上と真心あふれるおもてなしを実践するため、宿泊業務従事者等を対象に、接遇講習会を実施する。

7 その他

上記のほか、宿泊業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。